

桃山学院大学研究活動における不正行為の防止および対応に関する規程

2015(平成 27)年 6 月 10 日
大学評議会承認

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、桃山学院大学研究倫理規準第 9 条に基づき、研究活動における不正行為の防止および対応に関して必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、「研究活動における不正行為」とは次の各号に該当するものをいう。

1. 競争的資金等、国立大学法人や文部科学省所管の独立法人に対する運営交付金、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省等国の予算の配分または措置により行われる研究活動にあって、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用(以下「特定不正行為」という。)
2. 前号以外の研究活動における不適切な行為であって、社会通念に照らして研究倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの
- 2 前項第 1 号における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
1. 競争的資金等 文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
2. 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
3. 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正ではないものに加工することをいう。
4. 盗用 他者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用することをいう。

(研究者の責務)

- 第 3 条 研究者は、研究活動における不正行為を行ってはならず、また、他者による研究活動における不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 研究者は、研究倫理および研究活動に係る法令等に関する研修または科目等を受講しなければならない。
 - 3 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を、原則として次に掲げる期間適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、

これを開示しなければならない。

1. 論文等の形で発表された研究成果のもととなった実験データ等の研究資料については当該論文等の発表から 10 年間
2. 試料や標本などの有体物については 5 年間
3. 特許などに関わる研究のデータについては 30 年間
4. 共同研究における個々の研究者は、役割分担・責任を明確化しなければならない。
5. 複数の研究者による研究活動の全容を把握・管理する立場にある代表研究者は、研究活動や研究成果を適切に確認しなければならない。

第 2 章 不正防止のための体制

(総括責任者)

第 4 条 学長は、本大学における研究活動に係る管理・運営の総括責任者として、研究倫理の向上および研究活動における不正行為の防止等に関する権限と責任を有し、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理委員会の設置)

第 5 条 本大学に、研究活動における不正行為の防止等を目的に研究倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)を置く。

2. 倫理委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 1. 学長が指名する副学長 1 名
 2. 第 7 条第 1 項各号に掲げる研究倫理教育責任者
 3. 大学部門の事務部長
 4. その他、倫理委員会の委員長(以下「委員長」という。)が必要と認めた者
3. 委員長は、前項第 1 号の者をもって充てる。
4. 倫理委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(研究倫理委員会の職務)

第 6 条 倫理委員会は、学長の命を受けて次の各号に掲げる職務を行う。

1. 研究倫理についての研修および教育の企画および実施に関する事項
2. 研究倫理についての国内外における情報の収集および周知に関する事項
3. 研究活動における不正行為の防止および対応に関する事項
4. 人を対象とする研究における研究倫理審査に関する事項
5. その他適切な研究体制を確保するための取り組み

(研究倫理教育責任者)

第 7 条 各部局における研究倫理教育に関する責任と権限を持つ者として、次の通り研究倫理教育責任者を置く。なお、これら以外の部局で配置が必要な場合は、倫理委員会においてその都度定める。

1. 学部 各学部長

2. 研究科 研究科長より1名(互選による)

3. 総合研究所 総合研究所所長

4. 共通教育機構 共通教育機構長

2 研究倫理教育責任者は、倫理委員会の決定に基づき、当該部局に所属する研究者に対して定期的に研究倫理に関する教育を行うとともに、当該部局に所属する若手研究者等に対して自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言等を行う。

第3章 相談・告発の受付

(相談および告発の受付窓口)

第8条 研究活動における不正行為の疑いがあると思料する者は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話または面談により、相談または告発をすることができる。

2 前項による相談および告発への対応のために学部事務課に受付窓口(以下「窓口」という。)を置くとともに、窓口設置について学内外に周知するものとする。

3 相談および告発の受付にあたって、窓口は、相談者および告発者の秘密遵守ならびに保護を徹底しなければならない。

(相談の受付)

第9条 窓口は、相談を受け付けた場合は、速やかに学長および倫理委員会に対してその内容を報告するものとする。

2 倫理委員会は、相談の内容に応じ、告発に準じて内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否かを確認するものとする。

3 倫理委員会は、研究活動における不正行為が行われようとしている、または研究活動における不正行為を求められている旨の相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、当該相談案件に係る研究者等に警告を行うものとする。

(告発の受付)

第10条 告発は、原則として、顕名により、研究活動における不正行為を行ったとする研究者または研究グループ等の氏名または名称、研究活動における不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されたものでなければならない。

2 窓口は、匿名による告発について、必要と認める場合には、委員長と協議のうえ、これを受け付けることができる。

3 窓口は、告発を受け付けた場合は、速やかに学長および倫理委員会に対してその内容を報告するものとする。

4 窓口は、告発が郵便による場合など、当該告発を受け付けられたか否かについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。

5 新聞報道等により研究活動における不正行為の疑いを指摘された場合、倫理委員会は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。ただし、研究活動における不正行為を行ったとする研究者または研究グループ等の氏名または名称、研究活動における不正行

為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限るものとする。

- 6 倫理委員会は、研究活動における不正行為が行われようとしている、または研究活動における不正行為を求められているという旨の告発については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、当該告発案件に係る研究者等に警告を行うものとする。

第4章 関係者の取り扱い

(秘密保持義務)

第11条 この規程に定める職務に携わるすべての職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職員でなくなった後も同様とする。

- 2 学長および倫理委員会は、告発者および被告発者の意に反して、告発者、被告発者、告発内容、調査内容および調査経過に関わる秘密が外部に漏れいしないように、秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 学長または倫理委員会は、当該告発に係る事実が外部に漏れいした場合は、告発者および被告発者の了解を得て、調査中であっても、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者または被告発者の責に帰すべき事由により漏れいした場合は、当該者の了解は不要とする。
- 4 学長、倫理委員会またはその他の関係者は、告発者、調査協力者または関係者に連絡または通知する場合は、告発者、被告発者、調査協力者および関係者等の人権、名誉およびプライバシー等を侵害することがないように、配慮しなければならない。

(告発者および被告発者の保護)

第12条 学長および倫理委員会は、単に告発を行ったことを理由として、当該告発者に職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。また、被告発者に対しても同様とする。

- 2 本大学に所属する全ての者は、単に告発を行ったことを理由として、当該告発者に対して不利益な取り扱いをしてはならない。また、被告発者に対しても同様とする。
- 3 理事長および学長は、告発者または被告発者に対して不利益な取り扱いを行った者に対しては、学内諸規程に従って処分を課すことができる。
- 4 理事長および学長は、相当な理由なしに、告発を行ったことのみをもって、当該告発者に対して、研究活動の禁止、配置換え、降格その他不利益な取り扱いをしてはならない。また、被告発者に対しても同様とする。

(悪意に基づく告発)

第13条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。

- 2 本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるためまたは被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えることまたは被告発者が所属する機関等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 3 不正とする合理的理由があることを根拠づける資料の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、悪意に基づく告発であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せない告発も前項に準じる。
- 4 理事長および学長は、悪意に基づく告発があったことが判明した場合は、当該告発者の氏名等の公表、懲戒処分、刑事告発、所属機関への通報その他必要な措置を講じることができる。
- 5 学長は、特定不正行為を対象とした悪意に基づく告発に係り前項の措置がなされた場合は、該当する資金配分機関および関係省庁に対して、その措置の内容等を報告するものとする。

第5章 事案の調査

(予備調査の実施)

第14条 第10条に基づく告発を受け付けた場合または倫理委員会がその他の理由により告発に準じると認める事案が発生した場合は、倫理委員会は予備調査委員会を設置するものとする。

- 2 予備調査委員会は、本大学の専任教員の中から倫理委員会が指名した3名の委員によって構成し、速やかに予備調査を実施しなければならない。なお、倫理委員会が必要と認める場合には、学内外の有識者より若干名の委員を追加することができる。
- 3 倫理委員会は、告発者および被告発者に対して予備調査委員会が設置されたことならびに予備調査委員会委員の氏名および所属を通知する。
- 4 告発者および被告発者は、予備調査委員会委員の忌避を申し立てることができる。忌避の原因に合理的な理由がある場合には、倫理委員会は、忌避を申し立てられた委員に代わる者を指名するとともに、告発者および被告発者に対してその旨を通知する。
- 5 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施するうえで必要な書類等の提出を求めるとともに、関係者へのヒアリングを行うことができる。
- 6 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験試料等を保全する措置を講じることができる。

(予備調査の方法)

第15条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、特定不正行為の存否、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 告発前に取り下げられた論文等に対する告発に関する予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯および事情を含め、研究活動における不正行為に係る事案として調査すべきものか否かを調査し、判断する。

(予備調査結果の報告および本調査の決定等)

第16条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日または予備調査の指示を受けた日から起

算して 30 日以内に、予備調査結果を倫理委員会に報告する。

- 2 前項に掲げる期間につき、30 日以内に報告を行うことができない合理的な理由がある場合は、理由および報告予定日を付して倫理委員会に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 倫理委員会は、当該事案が特定不正行為ではない不正行為の場合には、直ちに予備調査結果を学長に報告するものとし、そのうえで理事長および学長は、学内諸規程に基づき必要な措置を講じる。
- 4 倫理委員会は、当該事案が特定不正行為にあつたと予備調査委員会が報告した場合には、予備調査結果を踏まえ、直ちに本調査を行うか否かを決定のうえ、学長に報告するものとする。なお、本決定日をもって予備調査委員会は解散するものとし、第 14 条第 6 項により保全した証拠物品を倫理委員会に納付するものとする。
- 5 倫理委員会は、本調査の実施を決定した場合は、告発者および被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 6 倫理委員会は、本調査を実施しないことを決定した場合は、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関や告発者の求めがあつた場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 7 学長は、本調査の実施を決定した場合は、当該事案に係る研究費等の配分機関および関係省庁に対して、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第 17 条 倫理委員会は、本調査の実施を決定した場合は、同時に調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会委員の過半数は、外部有識者でなければならない。
- 3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。なお、委員数については、事案毎に倫理委員会において決定する。
 1. 委員長またはその指名した本大学の専任教員
 2. 委員長が倫理委員会の議を経て指名した外部有識者
 3. 委員長が倫理委員会の議を経て指名した法律の知識を有する外部有識者
 4. 次の各号に掲げる者は、調査委員会の委員に就任できない。
 1. 親族関係もしくはそれと同等の密接な個人的関係にある者
 2. 密接な共同研究を行う関係にある者(例えば、「共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究會への参加」を通じて密接な関係にある者)
 3. 同一講座(研究室)において同一の研究を行う所属関係にある者
 4. 密接な師弟関係にある者
 5. 調査に参加することにより公正性が失われるとみなされるおそれのある対立的な関係もしくは競争的關係にある者
 6. 前記各号の他、調査委員会の委員としてふさわしくない理由がある者
- 5 調査委員会は、最終的に特定不正行為の存否が認定されるまで存続するものとする。

(本調査の通知)

第 18 条 倫理委員会は、調査委員会を設置した場合は、告発者および被告発者に対して調査委員会委員の氏名および所属を通知する。

- 2 前項の通知を受けた告発者または被告発者は、当該通知を受けた日から起算して 7 日以内に書面により、倫理委員会に対して調査委員会委員の忌避を申し立てることができる。
- 3 前項による忌避の原因に合理的な理由がある場合には、倫理委員会は、忌避を申し立てられた委員に代わる者を指名するとともに、告発者および被告発者に対してその旨を通知する。

(本調査の実施)

第 19 条 調査委員会は、本調査の実施が決定された日から起算して 30 日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 前項に掲げる期間につき、30 日以内に本調査を行うことができない合理的な理由がある場合は、理由および開始予定日を付して倫理委員会に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、本調査を開始した後、直ちに告発者および被告発者に対して本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 4 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査および関係者へのヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 5 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 6 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間および機会ならびに機器の使用等を保障するものとする。
- 7 告発者、被告発者およびその他当該告発に係る事案に関係する者は、本調査が円滑に実施できるよう協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に可能な限り協力しなければならない。

(本調査の対象)

第 20 条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第 21 条 調査委員会は、本調査を実施するにあたって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類等を保全する措置を講じるものとする。

- 2 告発された事案に係る研究活動が本大学以外の研究機関において行われたものである場合には、調査委員会は、その研究機関に対して当該研究活動に関して証拠となる資料およびその他関係書類等の保全措置を要請するものとする。
- 3 調査委員会は、前 2 項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第 22 条 学長は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分または措置した配分機関等の求めに応じ、当該資金配分機関等に対して本調査の中間報告を提出するものとする。

(本調査における研究または技術上の情報の保護)

第 23 条 調査委員会は、本調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報を、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいさせてはならない。

(説明責任)

第 24 条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法および手続きに則って行われたこと、ならびに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

第 6 章 特定不正行為等の認定

(認定の手続き)

第 25 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内に調査した内容をまとめ、特定不正行為が行われたか否か、特定不正行為と認定された場合はその内容および悪質性、特定不正行為に関与した者とその関与の度合、特定不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等および当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

2 前項に掲げる期間につき、150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、理由および認定予定日を付して倫理委員会に申し出て、その承認を得るものとする。

3 調査委員会は、特定不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4 前項の認定を行うにあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、本条第 1 項および第 3 項に定める認定が終了した場合は、直ちに学長および倫理委員会に報告しなければならない。

(認定の方法)

第 26 条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として特定不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、被告発者の説明およびその他の証拠によって、特定不正行為であるとの

合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の確信があるときにおいて、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬および関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、被告発者が特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せない場合に、特定不正行為と認定することができる。

- 4 本条の規定は、悪意に基づく告発の認定についても準用する。この場合において、これらの規定中「告発者」とあるのは「被告発者」と、「被告発者」とあるのは「告発者」と、「特定不正行為」とあるのは「悪意に基づく告発」と、各々読み替えるものとする。

(調査結果の通知および報告)

第 27 条 学長は、速やかに告発者、被告発者および被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者に対して、調査結果(認定を含む)を通知するものとする。なお、被告発者および被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者が本大学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知するものとする。

- 2 学長は、前項の通知に加えて、当該事案に係る資金配分機関および関係省庁に対して、様式第 1 号により調査結果を報告するものとする。

- 3 学長は、悪意に基づく告発との認定において、告発者が本大学以外に所属している場合は、その所属機関にも通知するものとする。

(不服申し立て)

第 28 条 特定不正行為を行ったと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して 30 日以内に、調査委員会に対して不服申し立てを行うことができる。ただし、その期間内であっても、同一内容による不服申し立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者(被告発者の不服申し立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。)は、前項に準じて不服申し立てを行うことができる。

- 3 不服申し立ての審査は、調査委員会が行う。倫理委員会は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員会委員の交代もしくは追加、または調査委員会に代えて他の者に審査させるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認める場合は、この限りではない。

- 4 前項による新たな調査委員会は、第 17 条に準じて構成するものとする。

- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申し立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに学長および倫理委員会に報告する。そのうえで倫理委員会は、不服申立人に対してその決定を通知するものとする。なお、その不服申し立てが当該事案の引き伸ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申し立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

- 6 調査委員会は、不服申し立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに学長および倫理委員会に報告する。そのうえで倫理委員会は、不服申立人に対してその決定を通知するものとする。

- 7 倫理委員会は、被告発者から不服申し立てがあった場合は告発者に対して通知し、告発者から不服申し立てがあった場合は被告発者に対して通知するものとする。
- 8 倫理委員会は、悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申し立てがあった場合は告発者が所属する機関および被告発者に対して通知するものとする。
- 9 学長は、前々項および前項の通知に加えて、その事案に係る資金配分機関および関係省庁に対して、不服申し立てがなされた旨を報告するものとする。なお、不服申し立ての却下または再調査の決定をした時も同様とする。

(再調査)

第 29 条 前条に基づく不服申し立てについて再調査を行う旨を決定した場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が史料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続きを打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに学長および倫理委員会に報告する。そのうえで倫理委員会は、不服申立人に対してその決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して 60 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長および倫理委員会に報告するものとする。ただし、60 日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由および決定予定日を付して倫理委員会に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 学長は、前々項および前項による報告に基づき、速やかに告発者、被告発者および被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者に対して再調査結果手続きの結果を通知するものとする。なお、被告発者および被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者が本大学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- 5 学長は、前項の通知に加えて、当該事案に係る資金配分機関および関係省庁に対して再調査結果を報告するものとする。

(調査結果の公表)

第 30 条 学長は、特定不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容には、特定不正行為に関与した者の氏名・所属、特定不正行為の内容、本大学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。ただし、特定不正行為の性質、程度等に鑑みて氏名・所属を非公表とすることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、特定不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていた場合は、当該特定不正行為に関与した者の氏名・所属を非公表

とすることができる。

- 4 特定不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、原則として、調査結果は公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合または論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表することができる。
- 5 前項ただし書きによる公表内容には、特定不正行為がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 学長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

第7章 措置および処分

(本調査中における一時的措置)

第31条 学長は、倫理委員会が本調査を行うことを決定したときから調査委員会による調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して、告発された事案に係る研究活動に伴う研究費の一時的な支出停止等必要な措置を講じることができる。

- 2 学長は、資金配分機関から、被告発者の該当研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止および返還)

第32条 学長は、特定不正行為に関与したと認定された者、特定不正行為が認定された論文等の内容に責任を負う者として認定された者、および研究費の全部または一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

- 2 学長は、前項の措置に加えて、当該事案に係る資金配分機関および関係省庁から、当該競争的資金等の返還を求められた場合は、被認定者に対してその履行を命じるものとする。

(論文の取り下げ等の勧告)

第33条 学長は、被認定者に対して、特定不正行為が認定された論文等の取り下げ、訂正またはその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項による勧告を受けた日から起算して30日以内に勧告に応じるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。
- 3 学長は、被認定者が前々項による勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第34条 学長は、特定不正行為が行われなかったと認定された場合は、本調査に際して講じた研究費の一時的な支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申し立てがないまま申し立て期間が経過した後または不服申し立ての審

査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 学長は、前項に加えて、特定不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置および不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第 35 条 理事長または学長は、本調査の結果、特定不正行為が行われたものと認定された場合は、当該特定不正行為に関与した者に対して、法令、桃山学院服務規程その他学内諸規程に従って処分を課すものとする。

- 2 学長は、前項の処分が課された場合は、該当する資金配分機関および関係省庁に対して、その処分の内容等を報告するものとする。

(是正措置等)

第 36 条 学長は、本調査の結果、特定不正行為が行われたと認定された場合には、倫理委員会に対して速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な措置(以下「是正措置等」という。)を講じるよう命じるものとする。

- 2 倫理委員会は、前項による学長の命を受けて、是正措置等の内容を決定のうえ、関係部局の研究倫理教育責任者に対して各部局におけるその履行を指示するとともに、必要に応じて、本大学全体における取り組みを行うものとする。

- 3 学長は、該当する資金配分機関および関係省庁に対して、前項に基づいて講じられた是正措置等の内容を報告するものとする。

(事務所管)

第 37 条 この規程に関する事務は、学部事務課の所管とする。

(改廃)

第 38 条 この規程の改廃は、倫理委員会の発議により、大学評議会の審議を経て、学長が行う。

付 則

この規程は、2015年(平成27年)6月10日より施行する。

この規程は、2015年(平成27年)11月18日より改訂施行する。

この規程は、2016年(平成28年)4月1日から改訂施行する。(事務組織改編等により一部変更)

この規程は、2017(平成29)年4月1日より改訂施行する。(研究倫理教育責任者を一部変更)

この規程は、2018(平成30)年4月1日から改訂施行する。(事務組織改編等により一部変更)

この規程は、2019(平成31)年4月1日から改訂施行する。(事務組織改編等により一部変更)

様式 略